

【歯科医療に係る感染対策について】

1. 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等、十分な院内感染防止対策を講じています。
2. 感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保しています。
3. 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を 4 年に 1 回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が 1 名以上配置されています。

富士市立中央病院 歯科口腔外科